

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

米山 隆一 議員(立憲)

4問 実質的に争点が同一である2つの同種事件について、一方事件の第一審の審理に関与した裁判官が、他方事件の控訴審の審理を担当することは、一般論として、三審制での裁判を受ける権利を保障する観点から問題ではないか、法務大臣の所見を問う。

- 我が国の裁判は、審級制度として三審制を採用しており、その目的は、慎重な裁判を行うことで裁判の誤りを防ぐところにある。
- これを受け、訴訟法上、第一審の裁判に關与した裁判官は、同一事件の控訴審の審理に加わることができないと定められている。
- もっとも、このような訴訟法上の制約を除き、裁判官がどの事件を担当するかについては、各裁判所において定められた事務分配に従って決められるものと承知しております、法務省としてお答えする立場にはない。

(参考1) 裁判官の除斥及び忌避

裁判官が不服を申し立てられた前審の裁判に関与したときは、その職務の執行から除斥され、控訴審の審理に加わることができない（民事訴訟法第23条第1項第6号）。

また、裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる（同法第24条第1項）。

(参考2) 令和5年3月14日参議院予算委員会における古庄玄知議員に対する春名茂政府参考人の答弁

○政府参考人（春名茂君）

先生御指摘のとおり、我が国の裁判は三審制を採用しているところでございまして、その目的は、慎重な裁判を行うことで裁判の誤りを防ぐところにあると承知しております。

(参考3) 平成26年4月10日参議院法務委員会における前川清成議員に対する岡健太郎最高裁判所長官代理者の答弁

○最高裁判所長官代理者（岡健太郎君）

各家庭裁判所において少年事件を担当する裁判官は、各庁の裁判官会議で定める事務分配によって決められています。

(参考4) 令和4年12月6日参議院法務委員会における福島みずほ君に対する齋藤健法務大臣の答弁

○国務大臣（齋藤健君）

まず、法務大臣としての答弁の前提としまして、国側の御指摘の指定代理人を務めた裁判官出身者が裁判官として復帰した後に担当する事件の在り方につきましては、裁判所において判断される事柄でありまして、法務省としてお答えをする立場にはないのではないかと考えております。

(参照条文)

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（裁判官の除斥）

第二十三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一から五まで（略）

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に關与したとき。

2（略）

（裁判官の忌避）

第二十四条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2（略）

○下級裁判所事務処理規則（昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号）

第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

②・③ (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線 [] 携帯 []】